

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年7月1日から19年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年7月から同年9月までは34万円、同年10月から17年2月までは32万円、同年3月から同年8月までは34万円、同年9月から18年2月までは32万円、同年3月から19年8月までは34万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年8月1日から19年9月1日まで
② 平成16年8月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が24万円となっているが、給料を30万円はもらっていたと記憶している。また、申立期間②の賞与については年金の記録となっていないが、通帳を見ると振り込まれていることが確認でき、賞与から保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成16年7月1日から19年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立てに係る事業所が保管する給料台帳及び源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された保険料控除額から、16年7月から同年9月までは34万円に、同年10月から17年2月までは32万円に、同年3月から同年8月までは34万円に、同年9月から18年2月までは32万円に、同年3月から19年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額について社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、申立人が所持する預金通帳及び申立てに係る事業所が保管する給料台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記給料台帳に記載された保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与額を社会保険事務所に対し届け出ておらず、上記期間に係る厚生年金保険料について過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間のうち、平成13年8月1日から16年7月1日までの期間については、申立人の所持する預金通帳から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払がうかがえるが、申立人は保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、また、申立てに係る事業所も賃金台帳等の資料を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料額を確認することはできない。

また、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない上、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年8月から15年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月から16年9月までは38万円、同年10月から17年2月までは36万円、同年3月から同年8月までは38万円、同年9月から18年2月までは36万円、同年3月から19年8月までは38万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②から⑬までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日は28万円、同年12月22日は29万円、16年8月11日は28万円、同年12月22日は27万2,000円、17年8月11日は28万円、同年12月22日は34万1,000円、18年8月11日は33万円、同年12月20日は35万円、19年8月31日及び同年12月25日は34万円、20年8月20日は25万円、同年12月29日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から19年9月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年8月11日
⑤ 平成16年12月22日
⑥ 平成17年8月11日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年8月11日
⑨ 平成18年12月20日
⑩ 平成19年8月31日
⑪ 平成19年12月25日

⑫ 平成 20 年 8 月 20 日

⑬ 平成 20 年 12 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑬までの標準賞与額について、給与明細書と比較して年金記録が低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額の見合う標準賞与額の内いずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された保険料控除額から、平成 13 年 8 月から 15 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 34 万円、同年 6 月から 16 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 17 年 2 月までは 36 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から 18 年 2 月までは 36 万円、同年 3 月から 19 年 8 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額について社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間②から⑬までについては、申立人の所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、上記明細書に記載された保険料控除額から、平成 15 年 8 月 8 日は 28 万円、同年 12 月 22 日は 29 万円、16 年 8 月 11 日は 28 万円、同年 12 月 22 日は 27 万 2,000 円、17 年 8 月 11 日は 28 万円、同年 12 月 22 日は 34 万 1,000 円、18 年 8 月 11 日は 33 万円、同年 12 月 20 日は 35 万円、19 年 8 月 31 日及び同年 12 月 25 日は 34 万円、20 年 8 月 20 日は 25 万円、同年 12 月 29 日は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与額を社会保険事務所に対し届け出ていない、又は誤った届出を行い、上記期間

に係る厚生年金保険料について過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は17万5,000円、同年12月25日、16年7月30日、同年12月24日、17年7月29日及び同年12月22日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月30日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月29日
⑥ 平成17年12月22日

A社の賞与について、在籍期間を通じて夏と冬に支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなのにその記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された厚生年金保険料額及び申立人の賞与額から 10 万円とすることが必要である。

- 3 申立期間①及び③から⑥までについて、申立人が所持する給与明細書、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記資料から推認し、申立期間①は申立人の賞与額に基づき 17 万 5,000 円、申立期間③から⑥までは厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑥までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成2年12月1日から3年12月1日までの期間及び6年12月1日から19年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、2年12月は44万円、3年1月から同年10月までは41万円、同年11月は47万円、6年12月から7年10月までは53万円、同年11月から19年8月までは59万円に訂正することが必要である。

申立期間②から⑩までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②から⑤までは25万円、申立期間⑥から⑧までは22万円、申立期間⑨及び⑩は21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月1日から19年10月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月30日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月29日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年7月31日
⑨ 平成18年12月25日
⑩ 平成19年7月31日

所持している給与明細書や預金通帳を確認したところ、記録されている標準報酬月額が低額であるので正しい年金記録に訂正してほしい。

また、賞与についても届出が行われておらず記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成8年12月1日から9年5月1日までの期間、同年6月1日から10年7月1日までの期間、11年12月1日から12年5月1日までの期間、同年6月1日から同年12月1日までの期間、13年1月1日から同年2月1日までの期間及び16年7月1日から同年11月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額から、また、16年11月1日から同年12月1日までの期間、19年3月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額から、8年12月から9年4月まで、同年6月から10年6月まで、11年12月から12年4月まで、同年6月から同年11月まで、13年1月、16年7月から同年11月まで、19年3月から同年5月まで及び同年8月は59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、給与明細書が無い平成2年12月1日から3年12月1日までの期間、6年12月1日から8年12月1日までの期間、9年5月1日から同年6月1日までの期間、10年7月1日から11年12月1日までの期間、12年5月1日から同年6月1日までの期間、同年12月1日から13年1月1日までの期間、同年2月1日から16年7月1日までの期間、同年12月1日から19年3月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、他の月に係る給与明細書、源泉徴収票、給与支払報告書、課税台帳又は金融機関への給与振込額から推認し、2年12月は44万円、3年1月から同年10月までは41万円、同年11月は47万円、6年12月から7年10月までは53万円、同年11月から8年11月まで、9年5月、10年7月から11年11月、12年5月、同年12月、13年2月から16年6月まで、同年12月から19年2月まで、同年6月及び同年7月は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から⑩までについて、源泉徴収票、給与支払報告書、課税台帳又は金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票、給与支払報告書、課税台帳又は金融機関への賞与振込額から推認し、平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日、16 年 7 月 30 日及び同年 12 月 24 日は 25 万円、17 年 7 月 29 日、同年 12 月 22 日及び 18 年 7 月 31 日は 22 万円、同年 12 月 25 日及び 19 年 7 月 31 日は 21 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち、平成 3 年 12 月 1 日から 6 年 12 月 1 日までの期間については、給与明細書、源泉徴収票及び課税台帳が無く、厚生年金保険料額及び報酬月額を確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、給与明細書により確認できる申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額よりも低額であることから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

岡山厚生年金 事案 1634 (事案 1273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 17 日から 44 年 2 月 15 日まで
② 昭和 44 年 2 月 15 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 43 年 12 月 17 日に A 社に就職したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いため年金記録の訂正を求めたが認められなかった。

また、申立期間②及び③について、標準報酬月額は 3 万円となっているが、5 万円以上の給与を受けていたので年金記録の訂正を求めたが認められなかった。

今回、申立期間①及び②については、i) B 事業所 (現在は、C 社) の従業員に、申立期間の一部について A 社に車で送ってもらっていたこと、ii) A 社へ就職する際、D 事業所の関係者による面接を受け、同事業所の従業員と A 社で一緒に勤務していたこと、iii) D 事業所による面接は、同事業所が入居していた E ビルで行われたため、E ビルに確認すれば D 事業所の連絡先が判明すると思われること、iv) F 社及び G 事業所 (現在は、H 社) に製品を納品していたことから、それらの事情を確認すれば当時のことが確認できるはずなので、再度申立てを行った。

また、申立期間③については、I 社の事務を担当していた事業主の長女 J 氏、K 氏及び申立期間当時 40 歳くらいの女性の事務担当者に事情を確認すれば当時のことが分かるはずなので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、A 社の当時の役員が死亡又は連絡先不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認で

きない上、元同僚からも申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得られなかったことから、また、申立期間②に係る申立てについては、i) A社に賃金台帳等が無く申立期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できないこと、ii) 申立期間前後に勤務している事業所における申立人の標準報酬月額は3万円である上、A社に係る申立人と同世代の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額も3万円程度であり、申立人のオンライン記録に特段の不自然さは見られないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情としてi) B事業所の従業員「L」氏に、申立期間①のうちの一部期間についてA社に車で送ってもらっていたこと、ii) A社へ就職する際、M地のD事業所の関係者による面接を受け、同事業所の従業員とA社で一緒に勤務したこと、iii) D事業所による面接は、同事業所が入居していたEビルで行われたため、Eビルに確認すればD事業所の連絡先が判明すると思われること、iv) F社及びG事業所に製品を納品していたことから、それらの事情を確認すれば当時のことが確認できるとして、再度、申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が供述したB事業所は、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同事業所を吸収合併したC社の厚生年金保険被保険者記録においても「L」という姓の従業員の記録は無く、当該従業員から事情を確認することができない、ii) 申立期間①及び②当時、M地にD事業所という名称の厚生年金保険適用事業所はなく連絡先が不明である上、申立人は一緒に働いていたとする従業員の氏名を記憶していないため、同事業所の従業員から事情を確認することができない、iii) Eビルを管理するN社は、D事業所について、昭和50年頃に退去しており、当時の資料は何も残っていない旨回答している、iv) F社及びH社は、申立期間①及び②当時の資料は保管しておらず、当時のことが分かる従業員もいないことから当時のことについて不明である旨回答している。

以上のことから、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③のうち、昭和44年4月1日から45年1月1日までの期間に係る申立てについては、i) I社は賃金台帳等を保管しておらず申立期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できないこと、ii) 申立期間③前後に勤務している事業所における申立人の標準報酬月額は3万円及び3万6,000円である上、I社に係る申立人と同世代の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は2万円から3万円であり、申立人のオンライン記録に特段の不自然さは見られないことから、既に当委員会の決定

に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間③について、新たな事情として I 社の事務を担当していた事業主の長女 J 氏、K 氏及び申立期間当時 40 歳くらいの女性の事務担当者に事情を確認すれば当時のことが分かるとして、再度、申立てを行っている。

しかしながら、i) I 社の厚生年金保険被保険者記録に「J」という氏名の記録は無く、同じ姓の女性従業員の記録が確認できたため、申立期間当時のことについて照会したが回答を得ることができない、ii) K 氏については、同じ姓の男性従業員の記録を確認できたが、連絡先が不明であり事情を確認することができない、iii) 申立人が供述した申立期間③当時 40 歳くらいの女性については、条件に該当し、連絡先が判明した従業員一人に事情を確認したところ、申立人のことを知らない旨回答している。

以上のことから、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。